

令和5年7月6日

関係団体各位

神奈川県環境農政局環境部環境課長  
( 公 印 省 略 )

大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令等の施行等について（依頼）

本県の環境行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年6月23日付け環水大大発第2306231号により、環境省水・大気環境局大気環境課長から別添のとおり通知がありましたので、送付します。

つきましては、工作物に係る解体等工事を行う場合の事前調査について、当該通知の内容に留意していただきたいので、お手数ですが、貴団体の会員に対する周知に御協力いただきますようお願いいたします。

【環境省の報道発表ホームページ】

URL : [https://www.env.go.jp/press/press\\_01756.html](https://www.env.go.jp/press/press_01756.html)

問合せ先

大気・交通環境グループ 高瀬

電 話 (045)210-4111 (直通)

電子メール taiki.161@pref.kanagawa.lg.jp